

関係機関との連携と個人情報保護

令和4年6月27日

弁護士 楠本敏行

第1 個人情報の保護の必要と法の規定

- 1 個人の人格権、プライバシーを保障（保護）する（憲法13条参照）
（個人の私的な事柄を知られない権利、私生活を脅かされない権利）
その手段として、「個人情報の保護に関する法律」がある。
- 2 個人情報：個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等で
個人を識別できるもの（法律の規定を意識しています。）
民間・公立を問わず、各機関は、「個人情報取扱事業者」に当たる。
- 3 個人情報取扱事業者の義務
 - ① 利用目的の特定 ex.適切な保育、保護者支援の実施のため
 - ② 第三者提供の制限 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

例外1 法令に基づく場合

例外2 児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ex.保育所児童保育要録の小学校への送付 法令の規定がある。（保育所保育指針第2章4(2)ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支える資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること）

ex.要保護児童を発見した者の、市町村・児童相談所への通告 法令の規定がある。（児童福祉法第25条）、ex.児童虐待防止法

参考法令 児童福祉法第18条の22：保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。同法第61条の2：1年以下の懲役または50万円以下の罰金。親告罪。

第2 裁判例

- 1 私立中学校が、生徒の氏名及び評価・評定の記載のある成績一覧表（原簿）を、教育委員会へ提出した行為が、プライバシーを侵害するとして、損害賠償請求をされた事例
 - 1審（東京地裁 H20.10.24）は、目的の正当性、その目的のための必要性を検討し、必要性を認めず、一部損害賠償を認めた（3万円）。

2 審（東京高裁 H21.7.16）は、個人情報のみだりに開示することはプライバシー侵害の不法行為となることを前提に、個人情報の性質、開示の目的等を基礎として、関連法令に照らして是認できるかを検討。目的の正当性、目的に沿う合理性、開示相手の限定性（入学者選抜のみのため、教委内部にて利用）を検討し、条例上も根拠があるとして、みだりに開示したものではなく、請求棄却。

2 私立大学が、集会（中国国家主席講演会）参加者の名簿を学生に無断で警察に提供したことがプライバシーを侵害する不法行為とされた事例

1 審、2 審は請求棄却。情報の性質、要人の安全確保という目的の正当性、必要性、収集目的と開示目的の関連性から、社会通念上許容される。

最高裁（H15.9.12）は、自己が欲しない他者にみだりに開示されたくないと考えることが自然で、警察に開示することについてあらかじめ同意を得ることは容易であったにもかかわらず無断で開示したことは違法とした。反対意見は、情報の性質、必要性、開示の相手や方法から情報収集目的に沿うことから、違法性を否定。（3 対 2）

差戻審で、1 人当たり 5000 円の損害賠償を認めた。

第 3 まとめ

1 本人同意がなくても、法令に基づく場合は、第三者へ情報提供できる。

ただし、法令の解釈にもよるので、①目的の正当性、②必要性を、常に意識しておくべき。

2 児童の健全育成推進に特に必要で、本人同意を得ることが困難な場合は、本人同意なく第三者へ情報提供してよい。

ex.児童の非行防止のための連携

3 複数の機関が、それぞれの機関の目的に応じて情報共有することは、各機関の設置目的等に照らして、目的の正当性、必要性を満たせば、法令に基づくものと判断してよいと思われる。

第 4 補足

1 文書に残したものは、情報公開の対象になりうることを意識する。

2 トラブルを避けるには、文書には、具体的な事実を書く。

3 口頭で協議する必要がある場合、協議の内容は、公開されない。

4 職責に応じた責任を負うことを恐れない。管理職は職員を守る。

以上